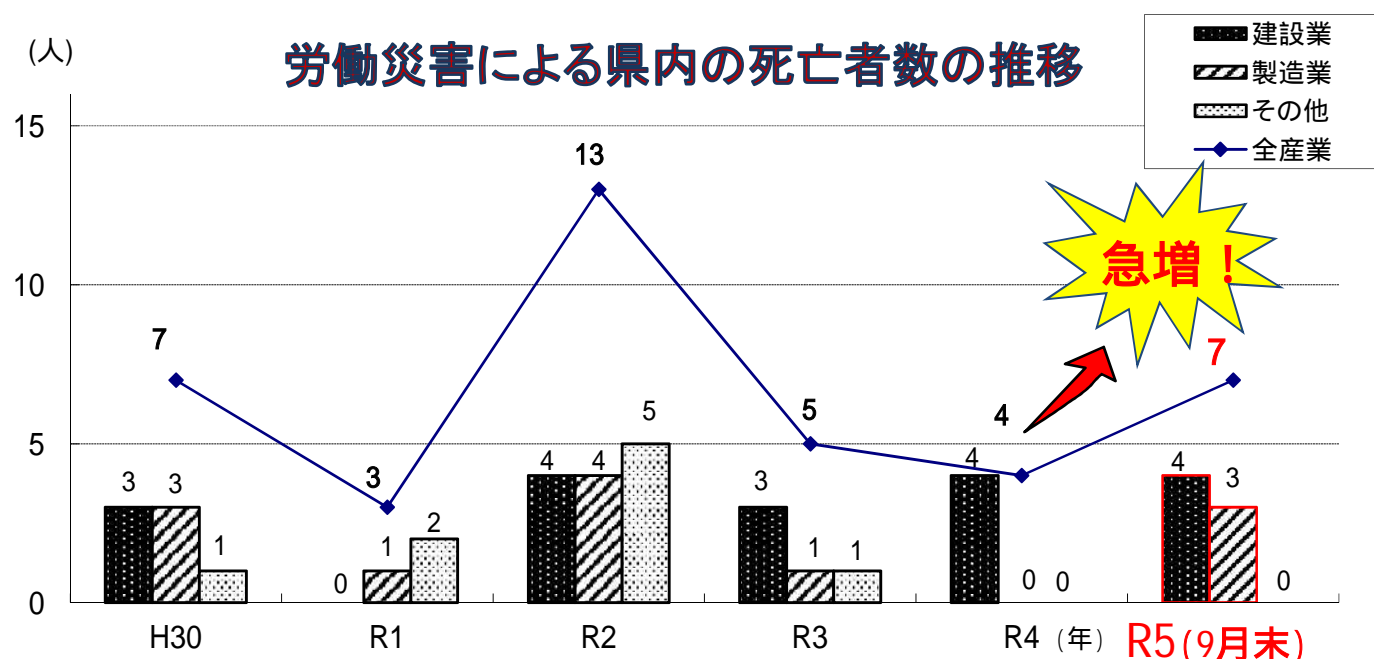


死亡労働災害が多発しています！

～ 県内死亡労働災害、前年をすでに大幅超過！～

佐賀県内の死亡労働者数は令和5年9月末で7人（内訳：建設業4人、製造業3人）で、前年よりも3人増加しています。

経営トップによる「安全第一」の理念を改めて表明し、労使一体で労働災害防止活動を積極的に推進されまますようお願いいたします。



～ 死亡災害防止安全点検項目の例 ～

- 経営トップによる安全衛生方針の決意表明はしていますか
- 朝礼・ミーティングでは明確な安全指示を行っていますか
- リスクアセスメントの実施によりリスク低減措置を徹底していますか
- 機械（建設荷役機械、クレーン、工作機械等）や設備（建設物、構造物、タンク、ボイラ、仮設物）は点検されていますか
- 墜落・転落防止対策は大丈夫ですか（手すり、囲い等、脚立、墜落制止器具の使用等）
- 建設荷役機械作業は、作業計画に基づく作業、路肩からの転落防止、人との接触防止、逸走防止措置を徹底できていますか
- 動力機械の安全カバー・安全装置の不足箇所はありませんか 掃除・調整の際の運転停止は徹底できていますか
- 雇入れ時・現場入場時の安全衛生教育等、計画的な教育実施はできていますか
- 化学物質のリスクアセスメント及び酸素欠乏危険場所の把握とその危険有害性についての教育は万全ですか

佐賀県内における死亡労働災害の概要

【令和5年】

令和5年9月30日現在

番号	業種	発生日	被災者年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	建設業	R5.3.9	男 60歳代	交通事故 (道路)	乗用車、バス、バイク	道路工事のため片側交通規制を行っていた片側一車線の道路において、道路工事作業が終了したため、被災者はクッションドラム等の交通規制用具等を工事規制車両(トラック)に載せる作業を行っていたところ、被災者の後方から、交通誘導員の誘導を無視して現場内に進入した乗用車に激突された。
2	製造業	R5.3.30	男 50歳代	はさまれ、巻き込まれ	旋盤	被災者は、立旋盤を使用して、一人で金属部材の加工作業を行っていたが、その後、可動する立旋盤の構造部材と立旋盤と一体となった点検用足場の間に首を挟まれた状態で発見され、その後死亡が確認された。
3	建設業	R5.5.22	男 70歳代	転倒	整地・運搬・積込み用機械	山間部道路の災害復旧工事現場において、ドラグショベルを使用してダンプトラックに積まれた土砂が入ったフレコンバックを荷台から降ろす作業中、フレコンバックを吊り上げ、旋回していたところ、ドラグショベルが横転し、道路の路肩から転落した。ドラグショベルを運転していた被災者は、地面とドラグショベルにはさまれ被災した。
4	製造業	R5.6.22	男 50歳代	有害物等との接触	異常環境等	塗料を製造する攪拌槽(容量700リットル)内において、被災者は攪拌羽根にひっかかった状態で発見され、その後死亡が確認された。(酸素欠乏症の疑い)
5	建設業	R5.8.10	男 60歳代	はさまれ、巻き込まれ	整地・運搬・積込み用機械	事業場の工場敷地内において、一人でトラクター・ショベルを運転してダンプトラックへの砂の積み込み作業を行っていた被災者が、ダンプトラックの助手席のドアとトラクター・ショベルの左後方ボンネットとの間に腹部が挟まれた状態で発見され、その後死亡が確認された。
6	建設業	R5.9.8	男 50歳代	おぼれ	水	被災者が一人で肩掛式刈払機を使用して、法面勾配34度の農業用水路付近の除草作業を行っていたが、その後被災者が見当たらなくなったため捜索したところ、水路内でうつぶせの状態では沈んでいる被災者が発見され、その場で死亡が確認された。刈払機は被災者の肩に掛けられた状態であった。後日、死因は溺死と判明した。
7	製造業	R5.9.19	男 60歳代	激突され	フォークリフト	事業場敷地内において、荷受け作業中、被災者は搬入トラックからフォークリフトに積荷を移す作業の補助を行っていたが、その後、受付伝票を事務所まで渡しに行き、歩いて作業場所に戻る途中、方向転換し後退してきたフォークリフトにはねられてひかれた。

表中の業種、業務上外等については、未確定のものも記載している。

全国における類似の死亡労働災害事例
はこちらから👉

